

# 自転車もルールを守って安全運転 自転車は車の仲間

自転車の交通ルール違反による交通事故が社会問題になっていることを受けて、平成25年12月1日施行の道路交通法一部改正により新ルールが導入され、自転車同士の衝突などを誘発する自転車での道路右側の路側帯通行が禁止されました。自転車利用者も、ドライバーと同様に交通ルールをしっかりと理解し、交通事故の加害者や被害者にならないよう、安全通行を心掛けましょう。

## 自転車安全利用5則を守りましょう!

**1** 自転車は、車道が原則、歩道は例外



**2** 車道は左側を通行



**3** 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車専用のレーンが設置された歩道もあります

**4** 安全ルールを守る

- 飲酒運転禁止
- 二人乗り禁止



- 並進禁止



- 夜間はライトを点灯



**5** 子どもはヘルメットを着用

※保護責任者は、子ども(13歳未満)に、乗車用ヘルメットを着用させましょう



- 信号を守りましょう



- 交差点での一時停止と安全確認



### 各地で交通安全教室を開催

市交通安全協議会では、交通安全教育指導員が、保育園、幼稚園、小・中学校、老人会などへの出前方式による、年齢に応じた参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しています。

- 交通安全教室の開催を希望される場合は、道路管理課へご連絡ください

